



「オリンピック・パラリンピック教育」を推進しましょう!

今年の夏に行われた『2024パリオリンピック・パリパラリンピック』での日本選手団の大活躍は記憶に新しいところです。現在の学習指導要領解説にはオリンピック・パラリンピック教育について次のように書かれています。

<小学校 体育>

(2) 体育科改訂の要点

ウ 内容及び内容の取扱いの改善 (P.13)

(1) オリンピック・パラリンピックに関する指導

オリンピック・パラリンピックに関する指導については、各運動領域の内容との関連を図り、ルールやマナーを遵守することや、フェアプレイを大切にすることなど、児童の発達段階に応じて、運動を通してスポーツの意義や価値等に触れることができるようにすることを、新たに「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。



<中学校 保健体育>

③改善の具体的事項 (P.7~8)

ア ・スポーツの意義や価値等の理解につながるよう、内容について改善を図る。特にオリンピック・パラリンピック競技大会がもたらす成果を次世代に引き継いでいく観点から、知識に関する領域において、オリンピック・パラリンピックの意義や価値等の内容について改善を図る。

○各運動領域（器械運動・陸上競技・水泳・球技・武道（柔道））の『成り立ち』について…オリンピック・パラリンピック競技大会において主要な競技として発展した（行われている）成り立ちがあることを理解できるようにする。（*運動分野により表現が異なる）

H 体育理論【第3学年】

ア **知識** 文化としてのスポーツの意義について理解すること

(イ) オリンピックやパラリンピック及び国際大会などは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること。

<具体的には・・・>

○『ルールやマナーを遵守すること』や『フェアプレイを大切にすること』については、小中学校ともに、日頃の体育の授業において、単元の目標「学びに向かう力、人間性等」から作成された評価規準の中に（例）「順番やきまりを守り運動している」「マナーを守ったり相手の健闘を認めたりしてフェアなプレイを守ろうとしている」（公正）等を設定し、運動をとおして理解につなげています。どの先生方も意識して取り組んでいただいております。その結果、児童生徒は「公正」の価値について学習しています。

オリンピック・パラリンピック教育は（以後オリパラ教育）は、オリンピックやパラリン

ピックに関係した授業だけがオリパラ教育なのではなく、実は日常生活の中にその価値は活かされています。

- 中学校においては、各運動領域の『知識』として「成り立ち」を理解したり、第3学年の体育理論『知識』として「文化としてのスポーツの意義」の中で学習したりしています。体育の授業において、単元の目標「知識及び技能」から作成された評価規準の中に「知識」として（例）「学校で行う球技は近代になって開発され、今日ではオリンピック・パラリンピック競技大会においても主要な競技として行われていることについて、言ったり書き出したりしている。」というように設定し、理解につなげてください。

<JOCオリンピック教室（対象：中学2年生）> 鴨川市立安房東中学校

令和6年6月21日（金）、オリンピックの野藤優貴さん（スキー／スノーボード）を講師にJOCオリンピック教室を実施しました。

オリンピックが教師役となり、オリンピック自身の様々な経験を通して「オリンピズムや「オリンピックの価値」等を伝えると同時に、この価値はオリンピックだけのものではなく、多くの人々が共有し、日常生活にも活かすことのできるものであることを授業を通して学習してもらうため、JOCが主催している教室です。



（詳細はこちら↑）



【県教育委員会による「心のバリアフリー教育推進事業」について】

県教育委員会では平成29年度から「千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育の取組方針」のもと、全県をあげてオリパラ教育に取り組んでいます。そして、令和4年度からは「心のバリアフリー教育推進事業」として、**共生社会**への歩みを進めています。

千葉県では「共生社会」について、「年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向や性自認などにかかわらず誰もが社会に参画し、その人らしく生きることができる社会」としています。

○ 地域拠点校の取組【指定校】

共生社会の形成を目指し、**学校や地域等の実情に応じた特色ある学習活動や行事等を先進的に実践**し、その成果を近隣の学校や地域等に普及啓発する事業です。

【令和6年度 指定校】**県立槇の実特別支援学校**
市原市立湿津小学校・袖ヶ浦市立平川中学校・鋸南町立鋸南中学校



○ 令和6年度「心のバリアフリー教育グッドプラクティス」の応募について

県教育委員会では、「心のバリアフリー教育」の取組において、他の学校の参考となり、優れた成果があったと認められる学校を「心のバリアフリーグッドプラクティス」として顕彰を行っています。詳しい応募要項や、各市町教育委員会への提出期日等については、すでに各学校へ連絡されています。

ぜひ、たくさんの学校からの応募をお願いいたします。

※昨年度の「心のバリアフリー教育グッドプラクティス顕彰」顕彰校の応募資料について⇒

